

令和5年第6回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月8日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	清田一敏
5番	長尾憲二郎	6番	吉川義雄
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	松田達之
11番	片山裕治	12番	米村洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	増永光幸
企画財政課長	西村憲志	税務課長	平山早苗
町民課長	坂本哲也	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	星田達也	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二		

日程第 1 一般質問

○議長（米村 洋君） これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

1番、飯田健二君の発言を許します。

○1番（飯田健二君） 皆さま、おはようございます。平日の朝早くから傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。精いっぱい務めさせていただきます。それでは、通告に従い、1番、飯田健二、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

質問事項1、立神峡公園の安全対策と運営について。

今年また、立神峡で死亡者が出る水難事故がありました。これまでも何回も発生しています。町民や立神峡の河川で危険な体験をされた方々から、安全対策と運営状況はどうなっているのかという意見がありました。また、安全対策について熊日新聞にリークし、掲載されたこともあるという方もいました。

氷川町において立神峡公園は、交流人口、流動人口を生み出し、まちを活性化させる拠点としても重要な位置づけと考えています。よって、今回、管理体制、運営状況はどうなっているのか、質問します。

ア、これまでの指定管理者の選定の仕方はどのような方法でしょうか。イ、指定管理者の管理費用はいくら出しているのか。ウ、立神峡公園施設の管理責任についてお尋ねします。エ、立神峡公園施設の指定管理者に行政からの指導は行われていますか。オ、水難事故防止のために観光客が遊泳する時期はライフセーバーや監視員を配置すべきであり、ライフジャケットの義務化等の安全対策を充実させるべきではないか。

2番、空き家対策について。

6月定例会にて、空き家対策特別措置法についての計画の策定を行うとありましたが、現在の進捗状況をお聞かせください。

ア、相続登記が2024年4月1日から義務化されると聞いています。背景には所有者不明の土地の問題があり、公共事業の妨げや、長い間放置されることによる治安の悪化や公衆衛生への悪影響の恐れもあります。そのようなことから、所有者不明の土地の発生を予防するため、相続登記が義務化されることになったようです。罰則等もあるようで、空き家対策に国が加速的に動き始めたことを感じます。本町でも空き家の解消に向けて、この制度を紐づけて考えていますか。

イ、固定資産税の軽減税率のことについては、前回、それを行うには、公平性、効果等をしっかり考慮して対処しなければならないとの回答でしたが、どのように考えていますか。

ウ、アとイを実施することで、空き家対策の推進に関する特別措置法により本町の空き家の解消ができるのかについて、質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、立神峡公園の安全対策と運営についての答弁を求めます。地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 飯田議員の質問事項につきまして、まず、アについてお答えいたします。

これまでの指定管理者の選定方法につきましては、指定管理を3年間といたしまして、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づいて、手続を行っているところです。公募により募集を行いまして、応募のあった団体の中から候補者として選定し、議会の議決をいただいた上で指定管理者として指定しているところです。アについての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 公募して競争が発生したことはありますか。また、業者選定の際、指名方法はプロポーザル方式を採用するのか。それともコンペ方式を採用するのか。または、選考委員会で町独自の手法があるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 前回の3年前の指定につきましては、募集を行い、2団体から応募があり、それぞれプレゼンをしていただきまして、選考しているところです。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 具体的に言うと、プロポーザル方式なのか、コンペ方式なのか、こういった形でしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 内容につきましては、プロポーザル方式になります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） プロポーザル方式で選定されたということは、選ばれた指定管理者は、立神峡公園の効率的な運営をすること、そして、時には改善を必要とする場合もあると思いますので、氷川町への利益を最大化するよう努めることが期待できる指定管理者を指名してほしいと思いますが、町長はこの件に関してどのような効果があると思っていますか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今の御質問は、現在の管理者についてのお尋ねでございますか。

○1番（飯田健二君） はい。

○町長（藤本一臣君） 課長が言いましたとおり、3年前に2団体から応募があつて、現在、そこで決定した1団体に管理していただいております。現在の委託期間が来年3月までですので、そろそろ3年目が終わるわけでございますけれども、この3年間だけではなく、それ以前から同じ管理者でしたが、しっかり管理をしていただい

るものと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） アの質問をここで一旦閉じさせていただきます。イについてお願いします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 管理費用はいくらかという質問でございますが、3年間の指定管理期間で毎年、指定管理料をお支払いしておりますけれども、令和5年度は1,063万8,000円の委託料となっております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。予算書に3年間の委託料の予算が出ているんだから、君も議員をしているし、議会運営委員会にも言えることだけれども、そういう質問をすること自体がおかしい。傍聴者の人たちがいくらですかと聞くのは分かるんだけれども、議員の君が聞くこと自体がおかしいぞ。議員として職務怠慢だぞ。イに関しては質問してはならない。そんなことなら議員バッジを外さないといけないぞ。イに対して答弁させるんですか。飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 今回、1番聞きたいところは、指定管理料のことよりも、立神峡公園の継続的な運営を行うための施設の利用時間と使用料の改定の提案がありましたので、そちらを聞いていきたいと思っております。続けてよろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） いいですよ。地域振興課長は答弁できますか。質問が少し違う方向に向いているけれども。

○地域振興課長（村上孝治君） はい。

○1番（飯田健二君） ありがとうございます。昨日も少し話をしましたけれども、先輩議員であります西尾議員の話では、2,559人いた利用者が数年で821人まで減少しているとのこと。利用時間の改定は確かに、利用者の回転率を上げ、働く人の作業の効率化に期待できると思っておりますけれど、改正案を見ると、利用時間は短くなり、さらに、値段が倍増することになる施設もあります。利用者掛ける単価で試算して収益は見込めるのか。また、逆に来場者数が減り、交流人口、流動人口が減り、まちのにぎわいが更に悪化するのではないかという懸念もあります。利用者負担が増えることについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 先ほどの利用者の減少につきましては、恐らくキャンプサイトの利用者数だったと思います。昨年8月は台風や長雨で多数のキャンセルがあり、その影響で令和4年度の利用者数が減少しているものと思われ。利用時間が短くなるということについては、そもそも里地屋敷は環境学習の拠点として、環境学習に利用しようということで利用時間を長く設定されておりました。しかし、近年の利用状況を見ますと、99パーセントが宿泊のみの利用でありまして、環境学習で利用されることがほとんどなく、利用しやすいように利用時間を変更することを考えているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番(飯田健二君) 施設によっては利用料が倍増するところもあり、値上げ幅が大き過ぎるのではないかと思います。昨日の答弁の中では、利用料の設定が当初のままで、これまで見直しをしてこなかったという話もございました。消費税も上がったからという説明もありましたが、消費税が上がった分と言いましても、10パーセントです。そういったところも含めて、値段の設定をもう一度見直して、町独自の方針を作るべきではないかと思います。どうでしょうか。

○議長(米村 洋君) 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長(村上孝治君) 消費税分を上げなきゃいけませんし、燃料代や人件費、消耗品等の維持管理にかかる経費も高騰しておりますので、その金額に設定させていただいたということと、倍増しているところはもともとの設定価格が非常に安価であるということで判断しています。

○議長(米村 洋君) 飯田健二君。

○1番(飯田健二君) キャンプ施設のような場所は経費もそんなにかかっていないと思いますし、燃料代の価格高騰と言いますけれども、九州地区は電気料が上がっているわけではありませんし、立神峡公園ではプロパンガスの使用よりも、利用者が炭や薪を持ち込んですることが多いと思います。この値上げ幅のことについては、これから産業建設厚生常任委員会でも検討していこうと思っていますので、もう一度、慎重に価格設定を考えてほしいと思います。どうしたら立神峡公園が独自の魅力を発揮して、交流人口、流動人口を増やすことができるかを、今一度、価格面からでも検討する余地があると思います。以上での質問を終わります。

○議長(米村 洋君) 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長(村上孝治君) ウについてお答えいたします。氷川は2級河川であり、管理は熊本県となりますが、熊本県も立神峡公園を設置している町も、遊水する場所、川遊びをする場所として整備しているわけではございません。一般の方々に自由に利用されているところですが、自然の河川の状態において、自由に使用する場合の危険は、原則として、利用者の責任において回避すべきものと国土交通省から見解が出されていますので、県と町、指定管理者にも管理責任が問われるものではないと考えています。以上で、ウの答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 飯田健二君。

○1番(飯田健二君) 水難事故防止に関しては個人の責任ということですが、今の指定管理者が監視カメラを付けたら、遊泳者に対して声かけをしたりしているという話は聞いております。指定管理者に管理責任がある場所は、河川以外で立神峡公園のどこからどこまでなのか。また、その内容は、景観保護はもちろん、清掃等もあると思いますが、どこからどこまでなのかを明確に教えてください。

○議長(米村 洋君) 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長(村上孝治君) はい。指定管理者が管理をする場所は協定書で定めております。条例にある施設と立神峡公園周辺のところではありますが、具体的にどこからどこまでかを口頭では説明しがたいため、以上で答弁を終わらせていただきます。

す。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） それでは、ウの質問はここで閉じさせていただきます。

エ、立神峡公園の指定管理者に対し、行政から指導を行われてはいますかについてお願いします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） エについてお答えいたします。今回の事故につきましては、6人で立神峡の河川に遊びに来られて、1人が事故に遭われたものです。また、増水中の事故であり、亡くなられたことに対しましては非常に残念なことではあります。先ほどの回答のとおり、管理責任が問われるものではありませんので、特に指定管理者に指導等は行っておりません。しかし、毎年7月上旬に、八代警察署、鏡消防署、県南広域本部土木部、氷川ダム管理所、町内の小中学校長、それから、立神峡公園指定管理者等の御出席をいただきまして、立神峡水難事故防止対策連絡会議を開催し、立神峡公園における水難事故の未然防止について検討、協議を行い、対策を行っているところです。それぞれの機関が情報交換を行い、指定管理者が行っている安全対策についても御報告をしているところです。ウについての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 水難事故の防止については、立神峡の管理やダムの放流に対する安全対策を連携しているということを知ったことがあります。そのような注意喚起を続けているという理解でよろしいでしょうか。

○地域振興課長（村上孝治君） はい。

○1番（飯田健二君） 分かりました。それでは、立神峡公園施設の管理に対する指導です。指定管理者の管理の範囲が、立神峡公園周辺なのか、立神峡公園内になるのか、どこからどこまでなのかが、先ほどの答弁では明確になりませんでした。公園のトイレが不衛生であったり、トイレの周りにごみが散乱し、放置されているごみが回収されていなかったり、さまざまな事例があり、行政にも連絡を入れたという方もいらっしゃるそうです。そのような問題は、町は管理責任者と連携してしっかり対応されているのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） はい。今の件については、町に直接、御連絡をいただいたこともございます。その都度、指定管理者に指導しているところです。また、定期的に清掃が行われておりますものの、イベントがあったり、風が強い日には、清掃された後に枯れ葉が散乱したりというケースもございますので、その都度、指定管理者に指導を行っているところです。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ある1つの民間の団体が、景観をよくするために立神峡公園のトイレ清掃や草払いなどを計画されて、ボランティアで実施されているそうです。先日7月30日も、民間の人たちが協力して取り組まれたような状況ですが、管理責

任者がそのことを把握されているのかということも気になっています。立神峡公園の利用者数を上げていくためにも、そういったことは大事にしてほしいなというふうに思うところです。エの質問を閉じさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 答弁いいですか。地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） オについてお答えいたします。先ほど御説明いたしましたとおり、自然の状態での河川の利用に対する水難事故の未然防止について対策を行っているものの、町が遊水場として整備したものではないため、監視員を配置することなどは今のところ考えていません。しかし、従来から水難事故が多かったため、この時期には指定管理者において、ブイや浮き輪を設置したり、氷川ダムからの放流時や河川増水時には公園内放送により注意喚起を行ったりしています。今回、亡くなられた方は外国人でありましたが、近年は外国人の来園も多くなっており、立神峡公園は町の重要な観光地であると考えますので、町ができる事故防止対策や注意喚起を指定管理者と連携して、今後も引き続き行ってまいりたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ライフセーバーや監視員を配置する必要はないという話は分かりますが、配置することによって指定管理者とかが責任を負うことになるということでしょうか。

○議長（米村 洋君） 2級河川は県の所管だから、指定管理者の範囲内に入っていないということをちゃんと答弁しなきゃいかん。指定管理者が河川に対してどういう施策をやっているのか。2級河川は所管ではないけれども、指定管理者はある程度、気を使って、遊泳に対して最大の防御はしているんですよという答弁をしなきゃいかん。分かるか。ちゃんと答弁してよ。地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 先ほども御説明いたしましたとおり、河川については県の管理、また、遊水に来られる方々は自己責任でございますので、指定管理者は、ブイや浮き輪、監視カメラを設置して、できる限りの事故防止対策を行っているところですが、監視員などを配置する予定はないというところです。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） すみません。私の質問の仕方が本当非常にまずかったです。申し訳なかったです。それでは、これが最後になりますけれども、立神峡公園は氷川町において、交流人口、流動人口を生み、町を活性化させる拠点で、最も大事な位置づけだと思っています。昨日、西尾議員も言われましたとおり、公共施設は町の財産ですので、指定管理者と行政とがしっかりとスクラムを組んで発展させて、町全体のにぎわいに波及してほしいというふうに願います。現在、氷川町が立神峡を拠点にして町のにぎわいがあるのなら、立神峡だけがいいということではなく町全体にそれが波及しているのなら、利用料を上げようとする事や管理指定に対するあのような問題や不満もないと思います。そういったことも踏まえて、最初に言いましたとおり、管理指定者にはそのときそのときの改善が必要なこともあると思いますけれども、氷

川町に最大の利益を生み出せるような管理を、町と取り組んでほしいと思います。それと同時に、注意喚起をみんなで行って、悲しい事故がなくなることを願っています。町長のお気持ちをお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 立神峡は町の景勝地であります。大事な財産でありますので、しっかり守っていかなければならないと思っております。指定管理者についてのさまざまな御質問がございました。今の指定管理者は3期目です。以前の管理団体と比べると、遥かに良い管理をさせていただいていると思っております。その上で、先ほど、河川に関する話もございましたし、全体の話もございました。やはり、指定管理者としてできることはしっかりとやっていただかなければなりません。指導は担当課もやっておりますし、指定管理を受けている団体も、自ら防犯カメラを付けたり、つり橋の塗装をやりなおしたり、河川にブイを設置したりと予防をしっかりとされているものと思っております。管理責任という話になりますと、先ほどからの説明にありますとおり、2級河川のため県の管理となるわけですが、公園の一部に河川があるわけですので、これまでも注意喚起をし、対応してきております。今後もしっかり対応していかなければならないと思っております。先ほどおっしゃいましたとおり、町の財産は町の責任で管理していかなくてはなりません。町の施設はたくさんございますけれども、町がするよりも民間の皆さん方にお任せしたほうが遥かに効率良く管理ができて、また、活用が進んでいこうという期待を込めて、指定管理者制度を導入しております。その民間の力をしっかりと発揮していただくよう、これからも、一緒になって立神峡の利用促進に向けて進めていきたいと思っております。

今日の質問事項にはありませんでしたが、条例改正につきましても少しお尋ねがございました。昨日もお話をしましたが、立神峡公園が出来まして30数年が経ちました。最初に設定された価格で30年間続けてきました。私どもも悪うございました。途中で適宜見直していれば、倍になるじゃないとか、1.何倍になるじゃないかという議論はなかったのかなと反省をしております。それを見直させてくださいというのが今回の提案でございますので、是非、御理解をいただきたいと思っております。価格設定が適正かどうかということは、委員会において、課長がその根拠をしっかりと説明すると思っております。立神峡公園の利用者は8割から9割が町外の方でございます。町内の方は1割から2割までもありません。町外からのお客様が多いわけですので、大切にしていかなければならないと思っております。立神峡公園がその特性を生かして、これまで以上に多くの皆さん方に親しまれる公園になるように、指定管理者とともにしっかりと頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君、この管理費用の予算はいくらですかという質問については、指定管理を3年でいくらということを議会に上程して、議会が採決しているんだから、君は、3年間でどれぐらいの予算で1年間にいくらかということは把握しておかなきゃならん。議会運営委員会がこのような質問事項を取上げたのもおかしい。今後は、議員として質問して良いか悪いかをよく考えてね。予算を知らないで

どうするの。それを議長として君に指導しておきたいし、議員としての質問において非常に問題があるよということね。

○1番（飯田健二君） はい。

○議長（米村 洋君） 次に進んで良いですか。

○1番（飯田健二君） はい。空き家対策についてお願いします。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項2の空き家対策について、アの答弁を求めます。建設下水道課長、白丸浩二君

○建設下水道課長（白丸浩二君） アについてお答えいたします。

令和6年4月から、不動産の相続登記が法律化で義務づけられまして、責任の所在が明らかになります。管理されていない空き家の所有者には、今後策定する空家等対策計画に沿って、適切な管理の指導を行っていくところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 今の答弁にありましたけれども、6月議会の答弁でも、策定に取りかかるというところで終わっていたと思います。策定をするのに、具体的にどこで手間取って進んでない状況があるのかというのを教えていただけないでしょうか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 6月の一般質問においても、計画を策定しますという答弁をいたしました。来年4月の施行を予定しておりまして、来年の1月から2月には策定が終了するようなスケジュールで進めております。議会には今後説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 難しい課題だということは理解しています。現在の町の状況を整理してみて、現在、空き家バンクの登録と売買は進んでいますか。また、空き家バンクを購入する方の年齢層は若いのか。また、空き家バンク制度が人口対策として効果があるという実感はありますか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 今、質問されました空き家バンク制度につきましても、空き家対策の一環でございます。空き家バンクの登録につきましても、年間8件ほどございます。また、売買契約については、5件程度ございます。年齢層につきましても、高齢の方から若い世代の方までいらっしゃいます。多様でございます。町といたしましては、空き家バンク制度を継続して進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 空き家バンクの購入が5件というのは、それは年間5件ずつということですか。それとも、これまでの実績が5件ということでしょうか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 年間5件程度で、これまでで60件程度あったか
と思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 課長、はっきりとした数字を言わなきゃ駄目だよ。空き家バ
ンクの登録が何件あるのか。そして、空き家が何件あって、空き家バンクの登録が何
件あるのか、売買が年間に何件という話をきちんとせんといかんよ。

暫時休憩します。

-----○-----
午前10時37分
午前10時40分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 空き家バンク制度を平成26年10月から開始し、
10年目になります。空き家バンクの登録物件数は、令和5年5月31日時点で82
件ございます。そして、空き家バンクの契約件数が、令和5年5月31日時点の実績
で64件ございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） これも6月議会で質問させていただきましたが、管理不全空
き家や特定空き家等に指定する可能性がある危険家屋や空き家の数を、把握していま
すか。そして、前回、現在260件ほどの空き家があり、10年で100件以上増え
たという答弁がありましたが、その中で有効に使用できる空き家の数を把握できてい
ますか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 特定空き家と管理不全空き家につきましては、先
ほども言いましたとおり、計画を策定して、その中で決めていくことになりますので、
まだ把握はしておりません。それから、有効利用につきましても、管理不全空き家と
特定空き家が分からない限りは分かりませんので、現時点では分かりません。以上で
す。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 6月から3か月が経ちました。あっという間に4月は来ると
思いますので、頑張っていたきたいと思います。それでは、アの質問を終わらせて
いただきます。イについてお願いします。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） それでは、イ、固定資産税の軽減税率をどのように考
えているかについてお答えいたします。先の6月議会におきまして、飯田議員より、
空き家解体に伴う固定資産税の減額について一般質問が行われており、その際、空き
家解体後の固定資産税の減免については、対象条件、効果、適正・公平な課税等の観
点から、慎重に検討する必要があるとの答弁をしているところです。固定資産税を減
額する特例措置を行った場合、適正、公平な課税の確保に加えまして、住宅を解体し、

更地となった後、課税上の基準に従って納税されている方々との不平等が生じることになると考えております。また、税のみならず、解体費用の負担についても、その阻害要因と思われます。税の軽減による効果については不透明な部分があり、現時点においては、空き家解体後の住宅用地の固定資産税を減額する特例措置については考えておりません。以上で、イの質問に対する答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 空き家対策の特例措置については、地方自治体によると思いますが、私が認識している限りでは、空き家の状態であれば6分の1の固定資産税で、それを解体して更地にしてしまえば6倍ということですよ。特例措置に基づいた計画はまだ策定されていないので、現時点ではどうにもならないと思いますが、危険家屋や管理空き家不全に指定すると、それを逆転させることも可能だと認識しています。解体したら6分の1で、建てたまま放置すれば6倍の課税をするというようなことです。先ほどの回答は、現時点では検討していないが、今後は検討する余地があるということでしょうか。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 現時点では、税の不平等感がございますので考えておりません。ただし、今後、町の計画が策定されることになると、考えが変わるかもしれません。しかし、現時点においては考えておりませんで、税法の規定に基づきまして、適正な課税を行っていきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） それでは、イの答弁を終わらせてもらってよろしいでしょうか。ウをお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ウにつきましては、アとイの、それをやったときにどういった効果が生まれるのかというお尋ねがあったんだろうと思いますが、実施をしませんというものもありますし、今からやっていきますというものもありますので、課長としては答えられないところかと思っております。大切なことは、空き家の管理の責任は誰にあるのかということでございます。誰にあるのか。持ち主でございますよね。それを明らかにするために、国が法律で登記をさせていく。それに基づき、私どもは空き家の対策をするために、急いで計画を作っております。時間がありません。皆さん方にもお知らせしなくちゃなりません。3月にできても間に合いません。年内には作り上げて、皆さん方にお知らせをして、4月1日からこんな形でいくんですよというのを示していかなきゃなりませんので、1月とか2月という話では駄目だろうと思っております。急がせます。その上で、いろんな特例措置を設けて空き家を解消してはどうかという御提案でございまして、その気持ちは十分に分かっておりますし、私たちが今までいろんな努力をしてきております。さまざまな特例措置を作るのならば、この税の問題やその責任の問題、これを明らかにし、誰がその責任を負っていくのかということを中心にきちんと整理した上で、そのときに作っていかないと考えて

おります。先ほど、放置しておけば税金が安いという話をされました。逆に取ったらどうかというのもすごい提案かなと思っております。まずは、持ち主が管理することをしっかりと指導していくのが私どもの立場であって、こちらから、優遇がありますからどうかしてくださいと言うべきものではないと思っておりまして、整理をしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 私もいろんなパターンを調べてきたところです。解体費用がどんどん高騰し、解体費用を個人で準備できないと心配している方も多数いらっしゃると思います。そういった現実を課長たちも分かっているのに、計画を策定するのにも苦勞されていると思います。町長も言われましたとおり、管理責任は所有者にありますので、まずは所有者の方々の理解を得ていく必要があります。だからこそ、所有者向けの相談会の開催や、相続に強い不動産業者やリフォーム業者などの民間の力を借りて、所有者に対し、空き家解消の入口を提案していくという動きをする必要があるのではないかと思います。また、定住自立圏を結ぶ八代市では、解体費用の補助制度で最大50万円を出しているという話がありますので、それがどれだけの効果があるのか検討してみることも必要じゃないでしょうか。そういったことをしながら、先々、空き家を解体しても、特別措置法により固定資産税の6倍を防ぐ方法というのもございます。1つは空き家の売却です。これは売却で得た所得の3,000万円までを控除する特例措置です。それから、特定空き家や危険家屋に認定された空き家はリフォームして賃貸や売買をする方法もありますし、更地にして売却する方法もありますので、所有者に勉強する機会を与えてもいいのではないかなと思います。人口が減少していくことも考えなければいけないということは非常に分かるところで、人口対策、定住移住政策も取り組んでいかなきゃいけないと思いますけれども、持続可能な地域、持続可能な社会を作るには、地域の循環が必要だと私は考えます。ですので、先ほどから何度も言いますが、個人ができることは個人の責任でやるのは大前提として、しかし、行政の役割は、町民の幸せづくりと地域の魅力と地域の価値の向上、人の幸せとまちの魅力の向上であり、その増強を応援することが、町長が言われている、小さなまちで大きな幸せを実感できる氷川町になるのではないのでしょうか。まずは、所有者の方々と連絡を取る体制、所有者が勉強できる体制を作っていくことを提案して、私の本日の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 特定空き家や管理不全空き家の減税のことを検討してほしいということを行っているんだと思いますので、税務課長と建設下水道課長とで連携をとりながら、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 御提案ありがとうございました。そのために今、計画を作っております。リスタートかなと思っておりまして、今までも担当課が一生懸命やってきております。固定資産税の納付書を送るときに空き家バンク制度のパンフレットを同封して、説明をするということも行っておりますが、なかなか進んでこなかったと

いう現実があります。計画を作って指導、勧告までできるようになれば、しっかり向き合うことができるということでございます。もちろん、これまでも向き合ってきておりますけども、これまで以上にしっかりと所有者の方と向き合っていくこととなります。それから、先ほどおっしゃいましたような相談会を開いていくのも1つの方法でしょう。個別に相談に乗っていくのも方法でしょう。しっかり進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 以上で、飯田健二君の一般質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

-----○-----
午前10時53分
午前11時00分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に6番、吉川義雄君の発言を許します。

○6番（吉川義雄君） 皆さん、おはようございます。議会傍聴の皆さま、本当にありがとうございます。6番議員、吉川義雄です。通告に沿って、3項目の質問をいたします。

初めに、立神峡公園の管理運営について質問をいたします。

先日、立神峡公園の施設を利用した方から、施設の使用料を支払った後に追加料金として水道光熱費を利用者1人当たり200円請求されました、という話を伺いました。以前に利用したときは払っていないのに、その時は払ってくださいということだったようです。きちんと決まっているならば払いますが、ホームページを見てもネットでも記載がないのに、支払いを要求されたということでもあります。この話を聞き、私も、1人当たり200円の水道光熱費の徴収には大変疑問を感じ、問題だと思います。話を聞くと、ほかにも不自然な使用料の徴収が行われています。また、公園の利用者に対する管理者の態度にも問題があると思っています。私に訴えてきた人は町にも相談をされました。町はどのように対応されたのかお聞かせください。問題となっている水道光熱費については氷川町立神峡公園条例の使用料規定には記載がありません。また、立神峡公園管理組合のホームページにも、一部の施設については水道光熱費を徴収することが記載されていますが、今回利用された研修室については何の記載もありません。町の条例との関係はどうなっているのでしょうか。町の見解をお聞かせください。立神峡公園は、町が指定管理者を決めて、管理運営を委託しています。管理運営に当たっての町の指導、監督はどのようにされてきたのかをお尋ねいたします。

次に、学校給食費について質問します。

食料品などの価格高騰が止まりません。今後も食料品の値上げが予定されています。また、燃油高騰も大きな問題です。農家の方も大変であります。特に、ガソリンの値段が大幅に上がり、八代市では1リットル184円の表示もありました。200円に

なるのも間違いないのではないかと思います。町内の方が、「何でも上がるなあ」「食料品が高くなった。どうにかしてよ」という話をされました。また、子育て世代はもっと大変なようで、「お金がいくらあっても足りない。早く学校が始まってほしい」という声も聞きました。物価高により生活に苦しむ人が増えてきています。こうした中、小中学校の給食費無償化に取り組む自治体が全都道府県に大きく広がっています。これまでは、どちらかというところ地方の自治体、あるいは規模の小さい自治体に取り組んでいましたが、最近では大都市でも取組が始まっています。東京23区のうち18の区で小中学校の給食費が無償になっているようです。熊本県では山江村と水上村が最初に始めました。今では11団体に広がりました。先日、宇城市が小中学校給食費無料化スタートの新聞広告をしました。「大きく育て、私たちの宝物」と書かれていて、これを見て強く胸を打たれました。私はこれまで給食無償化を何度も訴えてきました。議会の中でも、ほかの議員も無償化を訴えています。学校給食無償化というのは、本来、国の責任で果たすべきものです。しかし、国の取組を待つのではなく、氷川町もいち早く取り組むときだと私は考えています。町のお考えをお聞かせください。

次に、マイナンバーカードについて質問いたします。

先日、住民の方から、「マイナンバーカードを作ったが、保険証との紐づけはしていない。保険証との紐づけはまだしていない」という話がありました。この方は、「保険証がなくなると聞いたけれども、どうなるのだろうか。テレビを見ているといろいろなトラブルがあるようだけれども、返したほうがいいのか」という話をされました。病院関係者の方にマイナ保険証でのトラブルはあるのか聞きましたところ、「マイナ保険証を使っている人はまだまだ少ないです。今は、紙の保険証も持ってきてもらっているので混乱はありません」とのことでした。本町ではマイナンバーカードの自主返納がありますか。また、健康保険証との紐づけで問題が起きていることが分かれば、その状況をお聞かせください。国は、現在の紙の保険証の廃止を決めています。マイナンバーカードへの一本化であります。しかし、保険証を残してほしいという声があります。高齢者の方が、「今、何も問題がないので、このままでいいのではないかと」私に言いました。私もそう思います。現状のまま一本化に進むと、高齢者や医療現場で大変な状況が発生するのではないかと危惧します。全国の自治体の首長や議会から、マイナ保険証への一本化に対する延期や撤回を求める声がありますが、町は一本化のことをどう考えていますか。お聞かせください。以上、3項目質問いたします。簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。

立神峡公園の管理運営について、アからウまで一括して答弁してください。地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項1、アからウにつきまして、一括してお答えいたします。御質問の件につきましては、利用された団体の別の方から担当課へ電話での問合せがありまして、指定管理者へ確認し、その内容を把握したところです。

内容につきましては、指定管理者の事前の説明不足と、利用申込みに来られた方と利用後に利用料を支払いに来られた方が別の方であったことなどにより相違が生じたもので、利用者の方には担当課から御説明し、御理解をいただいたところです。

イの水道光熱費につきましては、条例の中に記載はありませんが、現在、指定管理者による利用料金制の制度をとっておりますので、水道光熱費につきましては、町と指定管理者で負担しているところです。

ウの指定管理者への指導について、今回の件につきましては、利用された団体が研修室以外に立神峡公園内の施設を長時間利用されたということで、その利用料と判断しております。水道光熱費という名称は適切ではないということを指定管理者には説明し、かつ、受付において分かりやすい丁寧な説明を徹底すること、ホームページなどを修正するよう改善を指導しているところです。立神峡公園は本町での観光地の1つとして、これまでも多くの方々に利用されています。来園された方がまた来たいと思うような施設管理に心がけ、電話や窓口での丁寧な対応、ホームページなどからの分かりやすい情報発信を、指定管理者と連携を図って行っていきたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 利用者団体に説明不足だった。そして、説明し、御理解をいただいたということですが、それでいいのかなと思っています。立神峡管理組合のホームページがありますが、予約サイトなっぷというサイトにも立神峡里地公園キャンプ場が登録され、利用料も掲載されています。これを見られたことはありますか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） なっぷというサイトを見たことはありませんが、指定管理者から、利用の申込み等がしやすいように連携をさせているという報告はいただいております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 私はこの問題が起きたときに立神峡管理組合の管理者と話をしました。かなり時間をとって話をいたしました。このときに管理者は、「水光熱費を取り忘れていたので追加していただいた。また、水道光熱費は以前から取っていた」というふうに言いました。私は、今朝、町のホームページから開く立神峡公園のホームページとなっぷのサイトをもう一度確かめようと、ネットを開きました。（資料を掲げながら）課長にはこれを見てほしいのですが、ログハウスは町外者1万円、町内者8,000円、そのあとに水道光熱費が載っているんです。そして、里地屋敷も薪代、ベッド1人100円、小学生、そのあとにまた、水道光熱費が載っています。そして、ログハウス、ロッジ、里地屋敷周辺では、消防法で焚火は禁止となっておりますと書かれています。その項目の3番目に、料金を書いてあるんですが、薪代別途1人100円、そのあとに、水光熱が書いてあります。ところが、今朝、そのサイトを開くと、1人当たりの光熱費の記載が全部削除されています。先ほどは説明不足という答弁がありましたが、これはどうなるんでしょうか。そして驚くことに、今日、サ

イトを開いてびっくりしたんですが、なっぶの川沿いでキャンプ、レンタルサイトに書いてありますが、テントレンタル料4,000円を含むプラス、これが新しく書き込まれています。イベント、研修会、デイキャンプ等で長時間公園に滞在する場合は、利用料として小学生以上は1人200円を取りますと書いてある。それから、キャンプ場でバーベキューをする場合のことなどが書いてあるんですが、1番最後のところに、デイキャンプ等でキャンプサイトを利用する場合、1区画500円とあり、これは今までも書いてありました。500円まで書いてありました。そのあとに、イベント、研修会、デイキャンプ等で長時間公園に滞在する場合は、利用料として1人200円ということが、新しく書き込まれています。課長が先ほど、名目の話をされましたが、これを取る法的な根拠というのはどこにあるんですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 水道光熱費として200円を徴収していたということにつきましては、先ほど御説明したとおり、水道光熱費は町と指定管理者が負担しておりますので、追加で徴収することは適切ではないと指定管理者に指導しているところです。先ほど言われました長時間滞在したという部分については、団体等で公園の施設を長時間利用されるものにつきましては、これはあくまでも、町の条例等ではなく、指定管理者の裁量、自主事業において徴収されているものという判断をしているところです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 課長、もう一度聞きます。長時間滞在する場合の長時間とは何時間ですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 長時間の定義につきましては、指定管理者が行っている事業ですので、指定管理者が判断をしていくものと判断します。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 指定管理者が行う自主事業というものがあるわけですが、キャンプ場を借りた人たちが立神峡で遊ぶこととは一切関係ないと、私は思うんです。法を調べてみましたら、指定管理者が料金を設定する場合は、必ず、町に承認を得なければならないとなっているじゃないですか。地方自治法244条の2に指定管理者の関係があるんですが、その中の8番目に、利用料金については指定管理者の収入とされ、9条に、利用料金は条例の定めるところにより指定管理者が定めるものとする。この場合、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金について、当該普通地方公共団体の承認を得なければならないと規定されています。承認はしたんですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 町の承認といいますのは、町が設置しています公園の財産の目的外使用について、例えば、公園内に自動販売機を設置するというような、料金を徴収するために目的以外のものを設置するような場合には、町の目的外使用の許可が必要になりますけれども、それ以外のところは町の承認は特に必要ありません。

しかし、指定管理者が行っている事業を町が把握するためには、そういった事前の協議が必要とも考えているところです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今の課長の答弁では、利用する人は納得しませんよ。それだったら、指定管理者が料金設定を自由に決められることになるんじゃないですか。私に訴えてこられた方の団体に対して、電話があっています。「取った200円を返しますよ」ということなんですよ。そういうことを私は聞きました。今言われていることと整合性が全くないじゃないですか。ネットを見ると、研修室以外は書いてあるけれども、研修室には書いてないんですよ。私も3年ぐらい前に借りました。この団体は昨年借っているわけです。この人と話をしたときに、事実かどうかもありますので、「すみません。領収書を見せていただけますか」とお願いし、コピーしていただきました。ここには一切書いてないんです。何回も使われているけれども、今年から始まったんですよ。町はこれを知っているんですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 200円を返すというお話がありましたが、指定管理者からは、取消し料、キャンセル料をお返しするというところで報告を受けているところです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 先ほど言いましたように、料金については、地方自治法244条2の9項で、地方自治体の承認を受けなければならないとされています。町の条例の中に使用料規定があり、別表に第11条、第16条関係として載っています。この最後に、その他町長が別に定めるとありますが、他に町長が定めている料金というのはあるのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 別表の町長が別に定めるとは、立神峡公園内にある施設であって立神峡公園条例に載っていないもので、ふくろう館という移住体験住宅が該当します。これとは別に、移住体験住宅の条例を作っておりまして、そのふくろう館が該当になるということです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 町の条例に水道光熱費の記載はありません。それはそのとおりです。今言われました立神峡公園内にあるふくろう館の利用許可は、誰がするのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 現在は、立神峡公園条例の中にはなく、先ほど申しましたとおり、移住体験を目的に貸出しをしております。利用される際の許可につきましては、町が行っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 事実確認はまだできていませんが、ふくろう館を借りた人が

「1万円を払った」と言われているんですよ。管理組合に払ったと。町は知っていましたか。今言われているとおり、ふくろう館は町の条例で移住体験宿泊施設となっており、1週間単位とか1か月とかで料金も規定されています。しかし、そういう話も聞いています。ぜひ、この事実を確認してもらいたいと思います。それから、先ほど、利用料金のキャンセル料を払うという電話があったということですが、これはなぜ返金されるんですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） キャンセル料という言葉は条例にはございませんが、使用を取り消す際の基準として、3日ということが明記されております。指定管理者がそれを十分に把握せずに、1週間前という基準を設けていましたので、3日前までに連絡があれば使用料は取らないということを指導しました。そして、その件のキャンセルの連絡があったのが5日前だったため、返金したということ、指定管理者から報告を受けました。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 管理組合に行ったときに、この話もしたんですが、キャンセルされた申込は9日から10日にかけて借りたいというものでした。9日から10日にかけては台風が接近するというので、皆さん大変な状況だったわけですね。町は高齢者避難の避難所を開設しました。使用料の還付については、条例では3日前までだが、立神峡管理組合のホームページでは1週間前までとなっており、私が話をした時に管理者が何と言ったかという、「1週間前までとなっており、そのことをきちんと伝えたからもらったんだ」ということでした。おかしいじゃないかと。だから私は担当課にも、「台風が来るんだよ。そんな時に泊めて、もし、大きな事故が起きたときに誰が責任を取るのか」という話もしました。私は、キャンセル料は当然返すべきだと思っていました。それから、水道光熱費に関しては記載がなく、さっき言ったように、電気代がかかるから折半にする、電気代を町も払っているから取っても良いという話になるんですが、研修室の場合は1時間とか2時間とか時間単位で貸すんですよ。一方、キャンプをする人は一晩いたりします。その人たちからも同じ200円を取っていいと町は承認しているんですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） これは指定管理者の裁量の事業の一環でございますが、先ほどの町長の話にもありまして、町が管理を委託している以外で、防犯カメラ設置などの安全対策やつり橋の塗装などの整備、機械器具購入などを指定管理者独自で行っていただいております。それらに費用を充てているという報告を受けています。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議論がかみ合わないようでございますが、吉川議員がおっしゃいましたとおり、条例に記載のないものについて徴収をすることはよろしくありません。どんな言い訳をしましても、先ほど言いましたとおり、水道光熱費は基本料金

を町から出しております。使用量の部分は指定管理者が払っております。そういったことから裁量でされたんでしょうけれども、町がその承認を行ったことはございません。だから、よろしくないということで削除させました。昨日おととい、管理者を呼びまして、厳重に注意をし、そういったことは事前に打合せをしてくれという話をしました。管理者の話を聞きますと、担当者には話をしたんだということでしたが、それではよろしくございません。そういった行き違いもあったのかなというふうに思っております。今後は、こういった形をとっていくんだということを、町にきちんと相談し、いいかどうかは町の許可を取ってからやってくれということを示しました。このほかにも記載があるということであれば、担当にその内容を把握させまして、適正でなければ取らないようにしなくてはなりません。また、施設の管理として使用料を別途いただきますというような、その目的がはっきりしていて、それを私どもが認めた上ならば、先ほどの話は通じるんです。しかし、その手続きが十分になされていなかったということは大いに反省をしておりますし、これからは担当課と指定管理者とがしっかり連携を図るようにしてまいりたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今、町長が言われたように、指定管理者をきちんと指導することは当然のことです。領収書を見ると、水道光熱費が去年は取られていないが、今年は取られています。これも返還をするよう、町から指定管理者に指導をしていただきたいと思います。料金を取らなければならないのならば、町と相談の上、料金の決定が必要だと思います。この問題を質問で取り上げると言った後、誰かから相手に伝わったんじゃないかと思いますが、サイトから記載が削除されていると聞きました。これは本当によろしくないと思うんですよ。だから、ぜひその点はきちんとしていただきたいと思います。先ほど、自主事業の話もされました。自治体元職員の方が指定管理者のためのサイトを作っておられます。株式会社指定管理者情報センターというところのかなり厚い冊子になります。この方は、自主事業で利益を出すことを想定すべきではないと言われていました。なぜか。それは公の施設だからだと。経費がかかりますから、その分は当然いるかもしれない。しかし、公の施設には設置目的があって、利益を追求することは設置目標にはなっていないんだということを書いておられます。これは本当に参考になりました。そして、先ほどの飯田議員の質問の時に、町長が、立神峡は大事な財産である。以前よりもいい管理をしてもらっている。町の財産は町がしっかり管理していくという発言をされました。利用者は町外から8割、町内から2割ぐらいで、町外の利用者がこんなに多いという話もありました。そして、親しまれる公園にしていく必要があるというふうにも言われたわけです。今回利用した団体の子どもたちは立神峡公園を何度も利用しています。代表者の方が、「子どもたちは立神峡が大好きだと言っている。子どもたちのことを考えると、大人が我慢すれば良いのかなあと思った」ということを述べられました。先ほどのお話にもありましたが、立神峡は、町が観光資源として大いに打ち出していきたい、もっと人を呼びたいと考えている場所です。だから、また立神峡に行こうと思

ってもらえるようにしなければなりません。その点からもやはり、指定管理者が町の考えと同じ立場に立って、どうやって管理運営していくのかが大事だと思うんですね。それには上も下もありません。対等平等でしっかり指導して、管理者と町とがしっかり手を組んで、氷川町の良さをどうしたらもっとアピールできるか考えていただきたい。それは、本来、指定管理者が果たさなければならぬ役割じゃないでしょうか。今後の指導についてですが、先ほども言いましたが、料金の不明瞭な徴収があります。この団体以外からも水道光熱費を取っている可能性があります。それを全部調査して、議会に報告してもらえますか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） これをいつから徴収しているのかということを含めて、指定管理者に対する調査を行いたいと思います。

○議長（米村 洋君） 課長、今、町長が答弁したんだけど、町長が管理者を呼んで指導すると言っていたが、それは現場の君たちの職務怠慢だろう。条例に違反する行為は指導していかなきゃいけないと思うね。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 先ほど答弁されたように、これから町長が指定管理者を指導し、監督していかれると思います。予約サイトなっぷでの記載が書き換わっている問題をすぐに調べて、そして、適正に指導をしていただきたいと思います。指導を聞かない場合については、地方自治法244条2の第11項で「普通公共団体は指定管理者が指示に従わないとき、その他当該指定管理による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務を一部停止することができる」となっているんですよ。だからぜひ、きちんとしていただきたいと思います。私もこれを聞いたときに、議員としてしまったな、そこまで目が届いてなかったなと感じました。立神峡が大好きなのに、来た人が嫌な思いをして帰っているのなら大変なことだと思いました。ぜひその点を確約していただきたいし、ふくろう館についても、ぜひ確認していただきたいと思います。そのことについて知っている人も議員にいます。今日の傍聴に来るかもしれないと言っておられましたので、もしかしたら、来ておられるかもしれません。取ってはいけない料金は取らないし、現金を返すということで、ぜひやっていただきたいと思います。町長、くどいようですが、しっかり管理するよう指定管理者への指導、監督をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） はい。おっしゃいますとおりでございます。ホームページの部分につきましては、私が削除しなさいと言いました。取ってはいけないものを取っていたわけですから、指示に従って消した分でございます。ただし、ほかの部分については、担当課から事情を聞いて、必要があれば認めていきますし、必要がなければ取ってはいらない話になるかなと思っております。今回のトラブルにつきましては、今おっしゃいましたとおりでございます。それはしっかり反省をして、対応していきます。ホームページを御覧になったと思いますけれども、指定管理者として立神峡

をPRして、利用者を増やしてきていらっしゃる実績は事実でございまして、そこは皆さん方に理解していただきたいと思っております。そして、手を取り合って適正な管理を進めていかなければならないと思っております。しっかりやってまいります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 話をしたときに、指定管理者から町に対する要望も出されました。立神峡公園で発生する下水を圧送するポンプがありますが、その電気代が大変なんだということでした。また、消費税が導入されて、これまで全部、内税で対応してきたそうで、消費税が10パーセントになり、昨年の赤字は消費税分なんだという話もされました。10月からインボイス制度が始まりますが、この導入もしなければなりません。先ほど飯田議員の質問でもありましたが、防災対策も水難事故防止対策も自分たちでやってきたと。だから、一生懸命やりたいという気持ちはよく伝わってきましたし、その気持ちは大事にしたいと思いました。しかし、条例に沿って物事を行ってほしいということを私は要望しました。この問題が起きて、利用者の人に電話しなさいというのが、メールがどうも届いたみたいですが、今回利用した団体に今回のことで絶対に不利益が起きないように、町から指導監督をしていただきますように強くお願いをして、この項目を終わります。

○議長（米村 洋君） 次の質問事項2、学校の給食費について答弁を求めます。学校教育課長、西田美子さん。

○学校教育課長（西田美子さん） 質問事項2、学校の給食費についてのAについて、お答えをいたします。

吉川議員がおっしゃいますとおり、物価高騰につきましては、帝国データバンク資料によりますと、7月に3,566、8月に1,102、9月に2,067品目の食品が値上げをされたと書いてございます。また、2023年上期での食品全体での物価上昇率が6.1パーセントと公表されているものもございます。そのように食品、食材費の高騰は続いているという状況は理解しているところです。そのような社会情勢に対応するために、御承知のとおり、本町では令和4年度に給食費を見直すとともに、氷川町産米価差額補助金に加え、物価上昇を見込んだ学校給食費への補助を行っております。学校給食法では、給食の提供に係る費用のうち食材費は保護者の負担とさせていただきますけれども、その食材費である給食費に対する補助を本年度も継続しており、さらなる保護者への負担を抑えつつ、高騰する食材の調達にも対応できているという状況でございます。給食費の無償化につきましては、これまでもお答えをしておりますとおり町財政への負担等を考慮いたしますと、難しいものと思われま。なお、経済的支援が必要な準要保護児童生徒の保護者に対しましては、就学援助制度による給食費負担分の給付がなされておりますことは御承知のとおりかと思えます。教育委員会としては、引き続き、給食の安定した提供と保護者負担の軽減にも取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解と御支援をよろしくお願いをいたします。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) 先ほども述べましたが、これまで何度も、どうにかならないものかとお願いをし続けてきました。前回質問した時とほぼ同じ答弁になるのではないかなと思っていましたが、やはり、この町の財政も考えて、完全無料化は難しいということでもあります。氷川町は、保護者のこれ以上の負担にならないようにということで、給食費の補助を行っています。この補助は最低限ぜひ続けていただきたいと思いますが、なぜ、無償化に取り組むところが全国的に増えているかということ、物価高や生活が大変厳しいということもありますが、本来、義務教育は無償ということが根底にあると思っています。だから、いろんなどころで無償にしてほしいという運動が広がって、岸田首相も給食費無償化の話をしてしていますし、自民党の政調会長茂木幹事長もその発言をしています。しかし、国がするのを待っていてはいつになるか分からないと考えます。氷川町がいち早く取り組みました子どもの医療費の18歳までの無料化。藤本町長は、高校生までの引き上げを県内では1、2を争って、いち早く行いました。給食無償化もぜひ、町長の判断でやっていただきたいと思います。先ほど言いました、(資料を掲げながら)これが宇城市の新聞の広告です。すごいことをやったなあと思いました。藤本町長が医療費を高校生ままで無料にしたときに、いろんなどころからすごいなあと尋ねられました。もう一度、教育委員会に聞きますけれど、教育委員会として無償化についての議論はされたかどうか聞かしてください。

○議長(米村 洋君) 教育長じゃなくてもいいのか。学校教育課長、西田美子さん。

○学校教育課長(西田美子さん) 教育委員会として議論をしたかということでございますけれども、教育委員会の中で教育委員にお尋ねをしたことはございます。何度か一般質問がございましたので、教育委員のほうに、そのような意見がありますが、どのようなお考えをお持ちでしょうかとお尋ねをしております。教育委員の中からは、無償化ということではなく、保護者の責任で、給食費は法に則ってという御意見が全てでございました。以上です。

○議長(米村 洋君) 吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) 学校給食法をしっかりと読んでみると、給食は教育の一環だとしているんですね。義務教育は無償だ。学校給食法もそのことを謳っているんですね。前回、国会での答弁を紹介しましたがけれども、まずは食料費に係る部分は出してほしいとなっているんですが、本来はそれを撤廃してやるべきで、今、それが議論されてきています。ちなみに、氷川町の場合、保護者から取っている給食費は小学生が月4,400円、中学生が5,000円だと聞きました。これを計算すると給食費を無償化にする場合、年間で約4,000万円になるかと思いますが、その金額でだいたいいいのですかね。

○議長(米村 洋君) 学校教育課長、西田美子さん。

○学校教育課長(西田美子さん) お答えいたします。年間の総額の給食費の額ということで承りました。おっしゃいますとおり、小学生4,400円、中学生5,000円でございます。5月1日時点での小中学校の児童生徒数で計算をいたしますと、小学生が2,347万4,000円、中学生が1,556万5,000円、合計で3,90

3万9,000円ということになります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） この9月の議会で、令和4年度の決算を審議していますが、一般会計を見ますと、約5億数千万円の歳入と歳出の差額があります。約4,000万円としても、この1割を使えばできるということになるんですが、町長、どうでしょうか。一般会計の総予算からすると0.5パーセントぐらいです。何度も町長と話しています。ぜひ、決断を下してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） このことにつきましては、いろんな議員から御質問をいただいて、これまで何度も議論を重ねてまいりました。財政的な話をしましたけれども、私はお金だけの問題ではないと思っております。自分の子どもの子育てに責任を持っていくのは、親の務めでございます。学校は義務教育だから全て公で賄えという考え方はいかがなものかと私は思っております。個人的な考えですので、御了承ください。その中で、それでも子育て世帯の負担を減らすために、今までさまざまな支援をしてきました。医療費支給にしましてもしかりでございます。今月からは3歳未満児の保育料を無償化いたしました。優先順位をつけて政策をやっているところでございまして、その中で、学校給食費の完全無償化が本当に今やるべきものかどうかというのは少しですね。教育委員会の意見も聞いておりますし、考えていきたいなという思いでございまして、ここでやりますという答えは、なかなか言えないところでございます。国の動きも少し紹介されましたが、まさにそのとおりなんです。医療費にしましても、保育料にしましても、学校給食にしましても、国がきちんとした方針を出して対応していくべきなんです。それを今まで各自治体の競争みたいな形で、自治体の優劣をつけるような評価をされてきました。それはよろしくないというふうに思っております。その上で、やるかやらないかというのは今後また議論が深まっていくのかなというふうに思っております。このことは意見としてしっかり受け止めて、教育委員会でまたしっかり議論をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） ぜひしっかり受け止めて議論をしていただきたいと思います。今、言われるように、全て補助したら良いのかどうかは大いに議論するところだと思います。東京都杉並区の区長選挙があり、区長は義務教育無償化を掲げて選挙に出られました。そして、見事に当選されました。教育長の言葉ですが、本来、国において全国一律に実施すべきことであり、区で実施するにしても、それはあくまでも国の対策が講じられるまでの間、暫定的ですよということを行っています。しかし、暫定的でも取り組むということは必要じゃないかと思えます。学校教育課長に埼玉県神川町の話をしたんですが、「人を育てて、町が育つ、未来につなぐ住みよい神川」が町のスローガンです。良いことをする町はどこもそうだなと思いました。うちのスローガンも立派ですから、負けなと思っています。ここは町の平均所得が262万円で、埼玉県内63市町村のうち60番目に財政的にとても厳しい町です。でも、人口減対策と

していろんなことに取り組んできて、近年では転入人口の増加も見られるようです。しかし、まだ人口が減っているんですね。ここの教育委員さんが言っている言葉がなかなか良くて、子育て支援は町の主要施策として位置づけているため、給食無料化についての財源は歳出全体を見直して確保に努力してきたということなんです。ここは補助金です。給食費補助金の活用方法はいろいろある。9年間で40万7,880円を補助するわけです。保護者にとって大きな負担軽減になる。家庭によっては、経済的困窮のために中学校を卒業したら就職のことを考えて、大学に進学しないという子どもたちもいます。しかし、この補助金を貯金に回して奨学金もあわせて活用すれば、大学進学などの視野も広がっていくんじゃないかと。学習意欲も高まってくると考えられる。子どもたちの夢を膨らませることができる。給食無料化について今後も発信していきたいというのが教育委員会の人の発言なんですよ。私が子どもの医療費無料を質問したときに、藤本町長は高校生まで医療費無料にしたという実績もあるわけですので、町長が言われたとおり教育委員会でもしっかり検討していただきたいと思えます。この項目を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項3番目のマイナンバーカードについて、アからイまで一括答弁を求めます。町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 質問事項3、マイナンバーカードについて、ア、イにつきまして関連がありますので一括してお答えいたします。

本町におけるマイナンバーカードの自主返納は、9月1日現在で1件となっております。健康保険証の紐づけなどによるトラブルについては、町内の病院、診療所では読取り機の導入準備中であることや、マイナ保険証ではなく従来の健康保険証を使用される方がほとんどであるということから、トラブルは発生していない状況でございます。ただし、町民課の窓口におきまして、町外の医療機関でマイナ保険証を利用出来なかったという事例の報告を1件、受けているところでございます。また、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するためには、御自身で連携する手続きを行っていただく必要がございますが、その連携がされていないため保険証として利用出来なかったという事例もございました。この点につきましては、役場のマイナンバーカード窓口におきまして、手続きの支援を行っているところでございます。

次のイの質問について、国では現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一本化を令和6年秋頃に実施することを決定しておりますが、全国的には、マイナ保険証を読み取っても、無効、該当資格なしと表示されるケースや読み取りが出来ないといったケースが発生し、無保険扱いとなり、患者が窓口で一旦10割を負担した事例も発生しております。マイナ保険証への一本化について、延期や撤回を求める声が出てくることも当然であると考えております。国では問題解決のため、マイナンバーカードとの紐づけ業務について総点検を実施し、11月末をめどに確認作業を完了するよう取り組んでおります。町としましても、総点検によるトラブル解消と、今後の紐づけ作業の実施方法の改善により、同様の問題が発生しないことを期待しているところです。また、マイナンバーカードと健康保険証との一本化において、国はマイ

ナンバーカードを持っていない方や持っていては保険証と紐づけが出来ない方、紛失した人、介護が必要な高齢者や子どもなどのカード取得が難しい人でも、保険診療を受けられるよう、資格確認書を発行することとしており、その期限を5年以内とする考えを示しておられます。マイナンバーカードの取得や保険証との連携は個人の判断で行うものでありますので、マイナンバーカードやマイナ保険証に不信感や不安をお持ちで、取得、連携を行っていない方は、当面の間は資格確認書により保険診療を受けていただくこととなります。マイナ保険証のメリットとしましては、診療情報や薬剤情報を共有することで、最適な医療を受診でき、投薬の重複を避けることが出来ます。また、高額な医療費の窓口払いにおいては、限度額適用認定証の提出がなくても、自己負担額を所得に応じた限度額で済ませることができるなどが挙げられます。町としましては、マイナ保険証の普及により電子カルテが普及し、診療情報、薬剤情報、健診結果情報、予防接種、介護認定情報など、医療機関や行政機関などが互いに共有することで、住民の健康寿命の延伸にもつながるものと考えておりますので、今後も住民の理解を得るために情報提供を行いながら、マイナ保険証の推進を図ってまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 我が家によく顔を出してくれる高齢の方が、今も何にも困っていないのに、やっぱ作らんとかいという話をされました。将来は、みんながそういうふうになる時代だからですねという話をしました。高齢の方ですから、カードを作るのが先か死ぬのが先かという話もされ、まあそういうことは言いなすなという話をしました。私が相談を受けたときには、役場に行きなさいとアドバイスをしているんですが、保険証との紐づけは自分でやりなさいとなっています。だから、話を聞いて行ったけれど、どうして良いか分からないという人もいらっしゃるわけです。全国的にそういうことが起きているから、団体だとかいろんなところから待ってくれという声が上がっているのが実情じゃないかと思えます。町長、私は延期してもっと期間を取ることが必要だと思うんですが、最後にそのことだけ聞かせください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど課長が答えましたとおりでございます。国の政策でございます。国のほうでしっかり責任を持って検証し、システムトラブルのないような環境を作ってくださいませんと、最前線で仕事をしております私たちが1番に困るわけでございます。その辺りは国に対して上げていきたいと思えますが、延期その他につきましては国が判断することありますので、言及を避けたいと思えます。

○6番（吉川義雄君） 以上で終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時1分